5 官報の用字の一部が平

仮名口語体となる。

【Ⅲ:昭和21年以降】

	T	
	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和21 (1946)	2 国語審議会会長・南 弘死去。(9日) 3 分課規程改正。国語の調查及び整理統一と国語審議会に関することが教科書局調査課(国語調查室)の所管となりがなのつけ方(案)」「くぎり符号の使ひ方(案)」「外国地名人名の書き方(案)」を発表。 4 国語審議会総会で、「常用漢字表案」(1,295字)を審議。漢字表としての多少が問題となり、審議未了。(27日) 5 国語審議会に、漢字に関する主を変字を審議。で不決し、新たに実行可能な字表を審議することになった。(8日) 6 国語審議会に、漢字に関する主査委員会、かなづかいに関する主査委員会、所第一次の方と、のの大規模な基礎的調査を関のの大規模な基礎的調査を関のための大規模な基礎的調査を関のための大規模な基礎的調査を関のでで要望する件を附帯決議として採択し、文部大臣に建議。(21日) 10 憲法といるのでは、2016年)に建議。(21日) 10 憲法とになったが、仮名遣いる立。憲字表に取り入れられたが、仮名遣いる立為で要とになるに、第字に関する主意を置して経、(21日) 10 憲法とに、2017年)に登議。(21日) 11 「当日展書書を表し、文部大臣に答申。(5日) 11 「当日漢字表」「現代かなづかい」内閣告記のの表述には、2017年)に表述のよるため、義務教育用に対するため、表述を表し、文部大臣に答申。(5日) 11 「当日漢字表」「現代かなづかい」内閣告記、可用、第四、「古」相に、「新」、「第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第	2 連合国
	11 『朝日新聞』「声」欄に、「新しい漢字 表」と題して当用漢字の選定基準掲載。	する件」決定。漢字平仮 名交じりの口語体を採
	(24日)	用。(18日)
	12 文部省に調査局設置。(4日) 12 新聞が当用漢字表と現代かなづかいを採	4 国民学校で国定の暫定 的な仮刷り国語教科書を
	12 利用が当用漢子表と現代がなりがいを採	世別の 使用。

米国側の 『REPORT OF THE United States Education Mission to Japan』の日付は3月30日となっている。 一方, 『文部時報』(昭和21年11月10日発行)の日付は,3月31日の日付となっている。

引」「現代かなづかい」を印刷、各方面に 6 「日本ローマ字会」と

12 国語審議会に音訓整理主査委員会設置。 12 国語調査室編「当用漢字表」「同音訓索

	国 語	施策関	係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和21 (1946)				「全球のでは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型

九
几
\bigcirc
_

(1日)

(1日)

書の表記に, 当用漢字表

と現代かなづかい適用。

11 国語審議会に、当用漢字の字体の標準を 4 文部省編修の国定教科

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和121(1946)		10 教育刷新委員会,昭和 22年度から義教字の期間中にローマ教育を実施することを了承。(25日) 11 「日本国憲法」公布。(昭和22年5月3日施行。)(3日) 11 第91議会臨時議会開院式勅語がかなる。(26日) 12 次官が表述の主に、「公文主に、「公文主に、「公文主に、「公文主に、「公文主に、「公文主に、「公文主に、「公文主に、「公文主に、「公共に、「公共に、「公共に、「公共に、「公共に、「公共に、「公共に、「公共
昭和22 (1947)	4 分課規程改正。教科書局に国語課設置。 (1日) 7 活字字体整理に関する協議会設置。(15日) 8 安藤正次ほか5名提出の国字国語問題の 研究機関設置に関する請願が第1回国会参 議院に提出。 9 国語審議会,「当用漢字別表」(881字) を総会で議決し,文部大臣に答申。(29日) 9 国語審議会,「当用漢字音訓表」(3,122 音訓)を総会で議決し,文部大臣に答申。 (29日) 10 活字字体整理に関する協議会,活字字体 整理案を決定。同時に整理案を関係各方面 に送付して意見聴取。(10日) 10 活字字体整理に関する協議会,活字字体	1 国民学校でローマ字教育を実施するについての「文部当局談」発表。(20日) 2 文部省に教科用図書委員会設置。(19日) 2 「国民学校におけるローマ字教育実施要項」が「国民学校においてローマ字教育を行うについて」として、文部次官を追達。(28日) 3 「教育基本法」「学校教育法」公布。(31日) 4 6・3・3・4制実施。

整理案を国語審議会に送付。(10日)

会設置。

審議するため、字体整理に関する主査委員

| 12 文部省にローマ字調査委員会準備会設 |

国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和22 (1947) 12 国語審議会と活字字体整理に関する協議会が連名で、活字字体整理案について官庁・銀行・新聞社・出版編集・文筆・文化関係へ質問書を送付。	4 期間 学に 関連 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に い 出 適 を で に な に な に は に な で に か れ か か と 一。

九四一

九
四

ため, 内閣に公用文改善

協議会設置。(15日)

6 内閣,次官会議申合せ

事項「官庁の用字・用語

をやさしくすることにつ

いて」を各省庁に通達。

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和22 (1947)		第50条で、出生届に用いる子の名に常用平易な文字を用いることを義務付け。(22日) 12 「戸籍法施行規則」公布。第60条で常用平易な文字の範囲を「当用漢字表に掲げる漢字」と「片仮名・平仮名」とした。(29日)
昭和23 (1948)	1 ローマ字調査委員会準備会がローマ字調査委員会設置要項決定。(29日) 2 「当用漢字音訓表」内閣告示・内閣訓令。(16日) 2 「当用漢字別表」(881字) 内閣告示・内閣訓令。(16日) 3 文部省編「五十音順当用漢字音訓表」刊行。付録として「現代かなづかいの要を編み直して簡単にまとめたもの)が添えられていた。(1日) 3 国語改良に関する世論調査実施。(10日) 3 「現代かなづかい書記能力に関する実態調査」実施。(15日) 4 閣議で「国語国字問題研究機関設置に関する請願」の趣旨に沿って、その実現に努めることを決定。(2日) 6 国語審議会、「当用漢字字体表」を総会で議決し、文部大臣に答申した。(1日) 6 文部省、国立国語研究所創設準備委員会を設置。 8 日本人の読み書き能力調査実施。 8 文部省、国立国語研究所創設委員会を設置。 10 ローマ字調査会規程(大臣裁定)を制定、議事規則を制定。(12日) 11 「国立国語研究所設置法案」、閣議決定	1 「改正戸籍法」「戸籍 法施行。これ により,名の熟字使用を制 限し、名の熟字使用布告 (明) 名の、大政官、名の 限し、治6年)廃止。(1 日) 2 部省を等数では、1 日) 2 部省を告示。(1日) 5 口、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一

を経て国会に提出。(13日)

可決成立。(21日)

11 「国立国語研究所設置法案」,参議院で

11 国語審議会,中国の地名・人名の片仮名

書き方に関する主査委員会を設置。

書きを審議するため、中国の地名・人名の

J	L
J	q
=	-

	国 語 施 策 関 係	の対応等
昭和23 (1948)	12 国立国語研究所設置法,公布施行。文部 省に国立国語研究所を設置。(所長事務取 扱・文部次官井手成三,翌年1月31日に初 代所長・西尾実就任。)(20日)	(21日) 7 「教育委員会法」公布。 7 文部省著作のローマ字教科書(小学校用・中学校用、いずれも訓令式・ハボン式の2種類)刊行。 9 学術用語調査会を設置する趣旨発表。 10 「小学校1年の国語学習効果の判定」についての調査実施。(2日)
昭和24 (1949)	2 国立国語研究所創設委員会委員のうち, 西尾実を除き,安藤正次ほか16名が評議員に就任。(4日) 3 文部省教科書局国語課編『国語調査沿革資料』刊行。 4 「当用漢字字体表」内閣告示・内閣訓令。(28日) 4 『日本人の読み書き能力』刊行。 5 国語審議会,中国の地名・人名を片仮名書きにする件について関係省庁,民間各方面の担当者を集めた懇談会を開催。(10日) 5 文部省設置法公布。調査普及局国語課設置。国語審議会の設置と設置目的を規定。これに伴い国語審議会の設置と設置目的を規定。これに伴い国語審議会の設置と設置といる。(11日) 6 国語審議会の設置と設置と表記では、(11日) 6 国語審議会の申国の地名・人名を片仮名書きにする件について朝日・毎日・読売・共同・放送協会の五社と懇談会開催。(30日) 7 国語審議会信制廃止。(5日) 7 国語審議会令,ローマ字調査審議会令公布。(20日) 7 国語審議会、「中国地名・人名の書き方の表」を可決し(30日),文部大臣に建議。(8月1日) 9 「紹舎当用漢字表」初版刊行。(25日)	1 「学 所用語 書 会 規 程」(文字

11 国語審議会改組後第1回総会。

11 「ローマ字調査審議会委員及び臨時委員 針」決定。(8日) (8日) 体補者推薦方法」文部省告示。(30日) 4 小学校で文部省検定済

学校教育,公用文,各省庁

4 「学術用語の整理方

九
四
加

提出。(22日) 11 『国語の書き表し方』 (「文部省刊行物・表記 の基準」の市販品)刊

行。

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和24 (1949)	12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日)	み国語教科書の使用を開始。 8 「文部省文書処理規程」制定。(17日) 9 「文部省文書処理規程」により公文書の左横書き実施。(1日) 10 「ローマ字教育の効果測定に関する調査報告」印刷。
昭和25 (1950)	1 国語審議会に「国語問題白書(仮称)」 「話しことば」「敬語」「公用文・法律用語」「漢字」の各部会を設置。(30日) 3 ローマ字調査審議会,「改訂ローマ字教育の指針」を議決,文部大臣に建議。(1日) 3 『中国地名の書き方の表』刊行。(31日) 4 国語審議会令公布。国語審議会とローマ字調査審議会を整理統合。(17日) 5 国語審議会のローマ字調査分科審議会に「ローマ字のつづり方」と「分ち書き」の二部会設置。(6日) 6 国語審議会、「国語問題要領」(国語自書)を可決,文部大臣に報告。(12日) 10 国語審議会,公用文・法律用語部会の「法令の用字用語の改善について」を総会で可決(30日),文部大臣・法務総裁に建議。(11月7日) 12 『国語の書き表し方』刊行。(5日) 12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日) 12 文部省、国語シリーズ1『やさしい新聞文章』刊行。以後、同シリーズは67(昭和47年刊)まで刊行。 ▽国語教育研究協議会を全国8か所で開催。(以後、毎年度開催。)	1 『標準字体の手びき』 刊行。 3 「文部省公文書の書式」決定。(14日) 3 『改訂ローマ字教育の指針』刊行。(20日) 4 「ローマ字教育の指針』刊行。(20日) 4 「ローマ字教育の指針」であるため、文書で書では、10日) 6 「文部省学設置。(10日) 6 「文部省学設置。(15日) 6 「文部省宗主義の書で、15日) 7 (20日) 8 文の書の書で、15日) 8 「公司日) 8 「公司日) 9 「第2」の出版書で、15日)の出版書で、15日)の出版書で、15日)の出版書で、15日)のに、15

昭和26

(1951)

日)

二二三人	(東人山版部) 「1911。 5 「国語審議会令」一部改正。(任期3年 を2年に。)(8日) 5 国語審議会,固有名詞部会の審議してき た「人名用漢字別表」(92字)を総会で可 決、「人名漢字に関する建議 として文部	3 『ローマ字教育実験学 級調査報告』刊行。(31 日) 5 参議院法務委員会,文 部委員会と連合で人名用
	大臣・法務総裁に建議。また,「人名用漢字別表」の建議に当たり,「人名用漢字に関する声明書」を発表。(14日) 7 「国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程」公布。(5日) 8 「総合当用漢字表(増訂版)」刊行。(5日) 8 「漢字習得に関する調査報告」刊行。(25日)	漢字について参考人から 意見聴取。(22日) 5 「人名用漢字別表」 (92字)内閣訓令・告示。(25日) 5 「戸籍法施行規則」改正。常用平易な文字の範囲に「人名用漢字別表に掲げる漢字」を追加。
	10 国語審議会,「公用文改善の趣旨徹底について」,「公用文の左横書きについて」を可決 (23日)。前者を内閣総理大臣・文部大臣に,後者を内閣総理大臣に建議 (30日)。	(25日) 6 ローマ字教育実験学級を指導するため、文部省に「文部省ローマ字教育実験調査研究会」を設置。(25日) 7 『学習指導要領一般編(試案)改訂版』刊行。(10日) 9 文部省、ローマ字教育実験学級を設け、調査研究することを決定。(1
L II		日) 10 『中学校・高等学校学習指導要領国語科編(試案)』発行。(1日) 11 次官会議で、「公用文の改善の趣旨徹底について」「公用文作成の要領」の実施を申し合わせ。(1日) 12 『小学校学習指導要領国語科編[試案]一昭和26年度改訂版』刊行(習得すべき漢字数を含む国語能力表を記載)。

国語施策関係

3 国語審議会に固有名詞部会設置。(9

4 日本人の読み書き能力調査(昭和23年8

月) の報告書『日本人の読み書き能力』

(東大出版部) 刊行。

学校教育,公用文,各省庁

2 「義務教育における漢

3 「戸籍法改正法案」,

衆議院通過。(30日)

字習得に関する調査」実

の対応等

施。

九四五

学校教育,公用文,各省庁

の対応等

昭和27(1952)	3 「漢字部会報告」「話しことば部会報告」を総会に報告。(10日) ローマ字調査分科審議会のつづり方部会が「ローマ字のつづり方」を、分かち書き部会が「ローマ字文の分かち書きのしかた」を総会に報告。(10日) 3 文部省編「国語審議会の記録」刊行。(31日) 4 国語審議会、敬語部会の審議してきた「これからの敬語」を可決、文部大臣に建議。(14日) 4 国語審議会ローマ字教育部会、「国語教育におけるローマ字の取扱について」を総会に報告。(14日) 5 『これからの敬語』刊行。(10日) 6 改組第1期国語審議会報告書」刊行。名期ごとに「国語審議会報告書」刊行。名期ごとに「国語審議会報告書」刊行。公用文」「標準語」「公用文」「術語」「個有名詞」の6部会が設けられた。(30日) 7 文部省組織規定改正。調査局国語課設置。(31日) 8 国語審議会令改正(委員70名を50名に。)。(8日) 8 文部省組織や公布。国語課所掌事務に日本語教育が加わる。 12 国語審議会専門調査員4名発令。(1日)	3 漢字学習指導研究会設置。 『昭和27年度 中京 学 子 子 子 報
		準」文部省告示。(30 日) 12 国語審議会が,外国
		を送出 「単独田芸の古

国語施策関係

九四六

で議決,「学術用語の表 記について」として回答 し,文部大臣に報告。

(18日)

昭和28

(1953)

日)

日)

議。(12日)

関係者が意見を聞く。

			単一化について」を各省 庁で照会。(5日) 11 「教科用図書検定基 準」改正。(3日) 11 「文部省用字用語例」 及び「文部省電話のかけ 方」を文部省用字用語改 養協議会で決定。(4
tı.	Wide		日) 11 『文部省あて公文書の 書式』刊行。(5日)
四七	昭和29 (1954)	3 国語審議会,「法令用語改正例」可決。 「法令用語改善について」として内閣総理 大臣に建議し,文部大臣に報告。国語審議 会各部会等が,「ローマ字教育について」 「ローマ字のわかち書きについて」「標準 語のために」「当用漢字表審議報告」「外来 語の表記について」を総会に報告,文部大 臣に報告。(15日) 4 「当用漢字表の補正資料について」を新 聞で採用。(1日) 10 国立国語研究所,神田一ツ橋に移転(一	3 学術用語分科審議会の 審議してきた数学編他四編の『学術用語集』刊 行。 3 国語審議会報告「当用 漢字表補正資料」(昭29. 3.15)に伴って、「当用 漢字表の補正資料につい て」が文部省調査局長か ら各学校長等に通知(20 日)

国語施策関係

1 文部省内国語問題研究会会則制定。(29

3 国語審議会,ローマ字調査分科審議会の

審議してきた「ローマ字のつづり方」(訓

令式を第一表とし、その他を第二表とする

もの)を総会で可決,「ローマ字つづり方

の単一化について」として文部大臣に建

8 国語問題懇談会開催。国語問題について

10 国語審議会、固有名詞部会の審議してき

た「町村の合併によって新しくつけられる

地名の書き表わし方について | を可決, 内

閣総理大臣に建議, 文部大臣に報告。(8

学校教育, 公用文, 各省庁

2 「昭和28年度ローマ字

教育実験学級指導試案

3 文部省用字用語改善研

「文部省あて公文書の

究会設置。(26日)

書式」実施。(2日)

6 『ローマ字教育実験学

級終末テストの調査報告

(昭和27年度) | 刊行。

8 教育課程審議会,「小

中学校のローマ字学習に

関する答申 | (国語審議

会の建議に従う)を決

8 「小中学校のローマ字 学習について」が文部省 初等中等教育局長・調査 局長から各都道府県教育 委員会等に通達。(31日) 10 「ローマ字つづり方の

議. 文部大臣に答申。

(4日)

刊行。(1日)

の対応等

九四七

	ナロブ

指導書・国語科編』刊

8 漢字配当表(案)につ いて関係官の第1回懇談

行。(20日)

会。(18日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和29(1954)	橋大学所有の建物を借用)。(1日) 11 国語審議会に、表記の問題を扱う第一部会と話しことばの問題を扱う第二部会設置。(1日) 12 「ローマ字のつづり方」内閣告示・内閣訓令。「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」(昭12.9.21内閣訓令)廃止。(9日)	4 学術表の学術 (25日) (25日) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511) (2511)
昭和30 (1955)	2 中央教育審議会からの答申に基づき,文 部大臣が「かなの教え方について」を国語 審議会に審議依頼。(4日)	1 読み書き能力調査本調 査開始。 2 文部省編『小学校学習

7 国語審議会,「かなの教え方について」

を可決し、文部大臣に報告。(12日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和31 (1956)	2 国語審議会に正書法小委員会設置。(23日) 7 国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程改正。(3日) 7 国語審議会,「話しことばの改善について」を可決,文部大臣に建議。「正書法について」「「同音の漢字による書きかえ」について」「国語教育におけるローマ字教育について」を可決,文部大臣に報告。(5日)	2 「教育漢字学年別配当表」の成案を調査局長から初中局長へ通知。(9日) 3 「公文書の書式と文例」刊行。(31日) 4 「文部省公文書の書式と文部省管下に通達。(5日) 5 教育審議会,「教育教え方について」を譲決し、文部大臣に答申。(7日)
昭和32 (1957)	1 国語審議会に「正書法」「話しことば」 の二部会を設置。(21日)	1 「中学生・高校生の漢字を読む力の調査」を実施。 1 学習基準語調査懇談会設置。(13日) 7 『教育漢字の学年配当』(漢字学習指導実験調査報告)刊行。(20日) 7 教育漢字学年別配当最終案発表。(23日) 9 学習語調査協議会設置。(25日) 12 教育課程命議会第12回初等教育課程分科審議会(漢字,ローマ字について審議)。(21日)
昭和33 (1958)	4 言語政策を話し合う会発足。(10日) 11 国語審議会,「送りがなのつけ方」を可決, 文部大臣に建議。(18日) 11 「あらたまってものを言う場合にも出る方言」を総会に報告。(18日) 11 国語審議会のローマ字調査分科審議会,「ローマ字調査分科審議会報告」を総会に報告。(18日)	3 『ローマ字教育実験調査報告書(第1部,第2部)刊行。 3 教育課程審議会における国語科について答申。(15日) 3 文部省編「筆順指導の手びき」刊行。 8 教科書体(筆者体)活字の字体を定めた「小学校用教科書に使用される教科書体活字の字体につ

九四九

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和33 (1958)		いて」が、文部省初等中等教育局から関係方面に通達。(21日) 10 「小学校・中学校学習指導要領」文部省告示。 第二章第一節「国語」に「学年別漢字配当表」記載(881字)。(1日) 12 「教科用図書検定基準」文部省告示。(12日) 12 『教科用図書検定基準内規』刊行。
昭和34(1959)	2 文部省、『地名の呼び方と書き方《社会科手びき書》』刊行。 4 国語審議会に、書き言葉を審議する第一部会、マスコミュニケーションを検討する第二部会のほか国語問題要領検討小委員会を設置。 7 「送りがなのつけ方」、内閣告示・内閣訓令。(11日) 11 国語問題協議会発足。(4日)	6 法院公司 (本)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和35 (1960)	7 国語審議会の第一部会,当用漢字補正資料を審議した結論「当用漢字補正資料の取り扱い」を総会に報告。(19日) ▽文部省,日本語教育懇談会を開催。	3 「小学校国語指導書」 発行。(15日) 7 『小学校ローマ字指導 資料』発行。(1日) 10 「高等学校学習指導要 領」文部省告示。(5日) 12 学術用語分科審議会 「学術用語審査基準」制 定。(9日)
昭和36 (1961)	3 国語審議会各部会等が「地名・人名のかな書きについて」「法令の用語用字の改善について」(以上第一部会),「語形の「ゆれ」について」(第二部会),「ローマ字調査分科審議会教告」(ローマ字調査分科審議会)を総会に報告。(17日) 5 日本語教育懇談会準備会設置。(10日) 8 日本語教育懇談会発足。(3日)	3 『国民の読み書き能力 調査(報告書)』刊行。 (15日) 7 公式制度連絡調査会議 発足。(28日)
昭和37 (1962)	3 国立国語研究所,北区稲付西山町(後の西が丘)に移転。(31日) 4 国語審議会令改正。建議機関から諮問機関に。委員70人以内を50人以内に。任命方法等の改正。(27日) 4 国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程廃止。(27日) 5 国語審議会に原理的な事柄を扱う第一部会,今までの審議結果を検討する第二部会,今後の具体的な事柄を扱う第三部会を設置。(28日) 12 国語審議会総会に、国語審議会の審議する「国語」を規定しこれを公表せよとの提案が提出された。(13日) 12 日本語教育研究会設置。(19日)	5 「住居表示に関する法 律」公布,施行。(10日) 6 「外国人のための日本 語教育学会」設立。(昭 和52年3月から社団法 人・日本語教育学会とな る。)
昭和38 (1963)	4 文部省、日本語教育講習会を開催。 5 外国人のための辞典編集委員会設置。 (10日) 10 国語審議会、「国語の改善について」を 可決し、文部大臣に報告。(11日)	
昭和39 (1964)	3 国語審議会の総会に、国語の表記は漢字 仮名交じりをもって正則とすることを公表 せよとの提案が提出された。(13日) 3 文部省調査局、日本語教育資料『日本語 教育のあり方』刊行。(31日)	4 文部省に留学生課設 置。

九五一

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和40 (1965)	7 日本語教育研修会(第1回)開催。 12 国語審議会各部会,「当用漢字表の再検討について」「送りがなのつけ方の再検討について」(以上第一部会)、「発音の「ゆれ」について」(第二部会)を総会に報告。(9日) 12 国語審議会の総会が、国語の表記は漢字仮名交じりをもって正則とするという提案を取り上げ、これを当然のこととした。(9日)	9 昭和41年1月以降,郵 便切手に「NIPPON」と 国名を表示することの郵 政省の決定を閣議で了 承。(10日) 12 国際協力事業団が青年 海外協力隊として初めて 日本語教師を海外(ラオ ス)に派遣。
昭和41 (1966)	3 『外国人のための漢字辞典』『外国人のための専門用語辞典』刊行。(31日) 4 国語審議会令改正。(調査局を文化局に。)(30日) 6 文部大臣,国語審議会に「国語施策の改善の具体策について」を諮問。(13日) 11 国語審議会に漢字部会とかな部会設置。(11日)	
昭和42 (1967)	11 文部省文化局, 外国人の日本語教育推進 の基礎資料とするため, 国内の日本語教育 の実態調査を実施。以後, 文化庁が引き継 ぎ, 毎年度実施。	10 文部省編『現行の国語 表記の基準』刊行。
昭和43(1968)	4 国語審議会に国語施策の問題点を整理するための小委員会設置。(15日) 5 国語審議会の小委員会,「現行施策の性格および適用分野について」「国語施策の方法について」を総会に報告。(27日) 5 国語審議会漢字部会,「当用漢字音訓表について」を、かな部会「送りがなのつけ方の問題点」を総会に報告。(27日) 6 文部省設置法改正,外局として文化庁設置。第43条に文化庁の附属機関として文化庁設置。第43条に文化庁の附属機関としての国語審議会の設置と設置目的を規定。国立国語研究所は文化庁所轄の機関となる。(15日) 7 国語審議会に漢字部会,かな部会,一般問題小委員会設置。(29日) 10 国語問題研究協議会を、全国四か所で開催。前年までの「国語教育研究協議会」として毎年度開催。 12 文化庁主催「国語施策に関する意見を聞く会」を大阪で開催。(7日)	7 小学校学習指導要領改 訂。「学年別漢字配当 表」に、「備考」漢字115 字が添えられる。(11 日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和44(1969)	3 国語審議会,漢字教育の読み書き並行を 改め,読み優先にするという意見につい て,総会で討論。(10日)	9 学術用語の審査に関する事項,学術奨励審議会学術用語分科会から学術審議会学術用語分科会に継承。(9日) 11 文化庁国語課監修『国語表記実務提要』(加除式)刊行。
昭和45 (1970)	5 国語審議会漢字部会試案「当用漢字改定 音訓表 (案)」,かな部会試案「改定送りが なのつけ方 (案)」を承認し,公表。ま た,一般問題小委員会が審議経過を総会に 報告。(27日) 7 国語審議会に漢字部会,かな部会,一般 問題小委員会設置。(31日)	
昭和46 (1971)	3 文化庁, 『外国人のための基本語用例辞 典』刊行。 12 国語審議会の総会に漢字部会から「当用 漢字改訂音訓表(案)」報告。総会はこれ を答申の原案とすることを承認。(20日)	
昭和47(1972)	5 国語審議会の総会にかな部会から「改定 送りがなのつけ方(案)」報告。総会はこれを答申の原案とすることを承認。(24日) 6 国語審議会,「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」を可決,文部大臣に答申。国語審議会,「国語の教育の振興について」を議決,文部大臣に建議。国語審議会漢字部会が作成した「「異字同訓」の漢字の用法」を当用漢字改訂音訓表の審議資料として総会で配布。(28日)	1 国際協力事業団,海外 移住者子女のための日本 語教員派遣を開始。 10 国際交流基金設立。
昭和48 (1973)	1 国語審議会に問題点整理委員会設置。 (25日) 6 「当用漢字音訓表」「送り仮名の付け 方」内閣告示・内閣訓令。(18日) 10 国語審議会の問題点整理委員会,「漢字 表の具体的検討のための基本的方針(案)」 を総会に提出。(26日)	6 当用漢字音訓表と送り 仮名の付け方の改定に伴い、「日本工業規格」改定。(1日) 6 事務次官等会議で「公 用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の 付け方について」が申し合わせ事項決定。(18日) 6 「公用文における当用

九五三

∄.
7
力.
几

	玉	語	施	策	関	係	学校教育,公用文,各省内 の対応等
昭和48 (1973)							漢字ので、
昭和49 1 (1974) F	 国語審調 H)	 議会 l	こ漢:	字表	委員	会設置。	

	国語施策関係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和49(1974)	3 文化庁,ことばシリーズ1『敬語』を刊 行。以後,毎年刊行。平成7年からは「新 ことばシリーズ」となる。 4 国立国語研究所に日本語教育部設置。 (1日) 9 国語審議会の漢字表委員会が「選定の方 針に関する具体的観点」をまとめた経緯 を,問題点整理委員会が「字体表審議の問 題点アンケート」をまとめた経緯と結果 を,総会に報告。 11 国語審議会,「第11期国語審議会審議経 過報告」を総会で審議し,文部大臣に報 告。(8日)	方を「ローマ字による学 術用語の書き表し方」と して発表。 5 国際交流基金,「海外 日本語教育機関調査」を 実 施。(~50年3月)以 後,2~5年おきに実施。 7 文化庁編『公用文の書 き表し方の基準』刊行。 9 文化庁編『改定・現行 の国語表記の基準』刊 行。
昭和50 (1975)	2 文化庁,中国における文字改革等の国語施策を調査するため、調査団を派遣。(2月26日~3月7日) 3 国語審議会に漢字表委員会と問題点整理委員会設置。 6 文化庁派遣中国文字改革等調査団、報告書を提出。 11 文化庁、韓国における国語施策を調査するため、調査団を派遣。(11月16日~25日)	2 「「法令における当用 漢字の付け方」の二に例 仮名の付け方」の二に例 示された語以外の法という。 及び政令において、内閣提出法律案 及び政令において、許容」 は通則7を適用して」が内 閣法制局長官総務室から 各省庁に連絡。(13日) 4 「公用文における体的な 取扱いについて」が文化 庁文化部長から各 重担出課長に通知。 (4日)
昭和51 (1976)	3 日本語教育推進対策調査会「日本語教員に必要な資質・能力とその向上策について」報告。(31日) 3 文化庁,第一回日本語教育研究協議会を開催。 7 国語審議会が「人名用漢字の追加について」を文化庁長官に回答。法務省の人名用漢字問題懇談会の審議してきた「人名用漢字追加表」(28字)が国語審議会に提出され、総会で審議の結果、了承の方向で処理することに意見が一致(2日)、文化庁長官に報告。(9日) 10 国立国語研究所日本語教育部、日本語教育センターに改編。(1日)	7 「人名用漢字追加表」 内閣告示・内閣訓令。28 字を追加。(30日) 7 戸籍法施行規則が改 正。常用平易な文字の範 囲に「人名用漢字追加表 に掲げる漢字」を追加。 (30日)

九五五

	I	
	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和52 (1977)	1 国語審議会,「新漢字表試案」を了承, 文部大臣に報告。(21日) 7 文化庁,フランスにおける国語施策を調 査するため、調査団を派遣。(5日~14日) 8 総理府,国語に関する世論調査実施。	7 「小学校学習指導要 領」改訂。「学年別漢字 配当表」,996字となっ た。また,学年別漢字配 当表の漢字が標準字体で 示された。(23日)
昭和53 (1978)		1 JIS漢字規格制定。(第 1次規格) 11 教科書研究センター, 「地名の呼び方と書き 方」(昭33,文部省)の改 定について審議してきた 結果を『地名表記の手 引』として刊行。
昭和54 (1979)	3 日本語教育推進対策調査会「日本語教育の内容・方法の整備充実に関する調査研究について」報告。(19日) 3 国語審議会,「常用漢字表案」を了承,中間答申として文部大臣に報告。(30日) 4 国費による日本語・日本文化研修留学制度開始。(1日)	
昭和55 (1980)	▽文化庁がビデオテープシリーズ「美しく豊かな言葉をめざして」作成。以後,平成12年度まで毎年度作成。	9 国際交流基金,北京語 言学院に日本語研修セン ターを開所。(昭和60年 9月に,北京日本学研究 センターとなる。)
昭和56 (1981)	3 国語審議会,「常用漢字表」を可決し, 文部大臣に答申。(23日) 10 「常用漢字表」内閣告示・内閣訓令。 (1日)	8 教育用漢字調査研究協力者会議「常用漢字書書を研究協力者会議「常用漢字における漢字指導の在り方について」報告。(31日) 10 常用漢字表の告示に伴う「学習指導要領」一部改訂告示。(1日) 10 「戸籍法施行規則」改正。常用漢字表の告示に伴い,人名用漢字を8字削除,54字追加。(1日) 10 日本新聞協会新聞用語懇談会、新聞で使用する漢字について、常用漢字のうち「謁、虞、の、良、遂」など11字の不使

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和56 (1981)		用と、表外漢字「亀、 舷、痕、挫、哨、狙」、 表外の字音「個 (カ)」 の使用を決定。
昭和57 (1982)	7 国語審議会に仮名遣い委員会設置。(16日)	
昭和58 (1983)	12 文部省設置法改正。国語審議会の設置を 規定した第43条を削除。国語審議会の設置 等は文部省組織令へ。	9 JIS漢字規格改正。常 用漢字表外の漢字の一部 に略字体を採用。(第2 次規格)
昭和59 (1984)	2 国語審議会仮名遣い委員会,審議経過を 総会に報告。(28日)6 文部省組織令改正,国語審議会の設置と その所掌事務を規定。	
昭和60 (1985)	2 国語審議会仮名遣い委員会試案「改定現 代仮名遣い(案)」を総会に報告。(20日) 5 文部省の「日本語教育施策の推進に関す る調査研究会」が「日本語教員の養成等に ついて」を報告。	
昭和61 (1986)	3 国語審議会,「改定現代仮名遣い」を可 決,文部大臣に答申。(6日) 7 「現代仮名遣い」内閣告示・内閣訓令。 (1日)	
昭和62 (1987)	3 国語審議会に外来語表記委員会設置。 (10日) 4 日本語教員検定制度に関する調査研究 会,日本語教員検定の具体的方策に関する 報告書まとめる。	
昭和63 (1988)	12 国語審議会外来語表記委員会,審議経過 を総会に報告。(8日) 12 日本語学校の標準的基準に関する調査研 究協力者会議,日本語教育施設の運営基準 を設定。(23日)	1 日本国際教育協会,第 1回日本語教育能力検定 試験を実施。(31日)
平成元 (1989)		3 「小学校学習指導要 領」改訂。「学年別漢字 配当表」が1006字となる。(15日) 5 日本語教育振興協会設立。(9日) 7 国際交流基金日本語国際センター設立。

J	L
\overline{I}	Ī.
j	Ţ

		I
	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
平成 2 (1990)	3 国語審議会外来語表記委員会試案「外来 語の表記(案)」を総会に報告。(1日) 3 日本語教育施設の審査・認定事業を認 定・告示。(30日)	3 「戸籍法施行規則」改 正。人名用漢字別表に 118字追加。(1日) 10 JIS漢字規格(補助漢 字)制定。
平成 3 (1991)	2 国語審議会、『外来語の表記』を可決 し、文部大臣に答申。(7日) 6 『外来語の表記』内閣告示・内閣訓令。 (28日) 12 国語審議会に問題点整理委員会設置。 (5日)	
平成 4 (1992)	6 総理府,国語に関する世論調査を実施。 6 国語審議会,「現代の国語をめぐる諸問 題について(審議経過報告)」を文部大臣 に報告。(18日)	
平成 5 (1993)	6 国語審議会,「現代の国語をめぐる諸問題について(報告)」を文部大臣に報告。(8日) 7 文部省の「日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議」が「日本語教育推進施策について一日本語の国際化に向けて一」を文部事務次官に報告。 10 文化庁,国語施策懇談会を開催。平成5・6年度は全国4か所で,7年度以降は東京で開催。(10~11月) 11 文部大臣,国語審議会に「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」を諮問。(24日)	5 国際統一文字コード 「国際符号化文字集合 (UCS)」制定。
平成 6 (1994)	1 国語審議会に、「言葉遣いに関すること」を検討する第1委員会、「情報化・国際社会への対応に関すること」を検討する第2委員会を設置。(18日) 7 文化庁、第1回「これからの日本語教育を考えるシンポジウム」を開催。(7年度から日本語教育大会に吸収。) ▽文化庁が地域日本語教育推進事業を開始。モデル地域として太田市、川崎市を指定。	
平成 7 (1995)	3 文化庁,『言葉に関する問答集 総集編』 刊行。(31日) 文化庁「ことばシリーズ」は, この年から「新ことばシリーズ」として刊行。 4 文化庁,国語に関する世論調査実施。	1 国際符号化文字集合 (UCS)のJIS規格制定。

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
平成 7 (1995)	(以後,毎年度実施。) 7 文化庁,日本語教育大会を東京・大阪で開催。以後,同大会を毎年度開催。(7~8月) 11 国語審議会,「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に報告。(8日)	
平成 8 (1996)	7 文化庁、「『これからの日本語教育を考える』衛星通信シンポジウム」(第1回)を実施。 9 国語審議会に第1委員会、第2委員会設置。(17日) 12 第1委員会では「敬語を中心とする言葉遣いに関する問題」、第2委員会では「主としてワープロ等における漢字の字体の問題」を扱うことを総会で決定。(10日)	
平成 9 (1997)	1 国立国語研究所が中心となって,国際比較調査「日本語観国際センサス」を世界28 か国・地域で実施。(~10年8月) 5 国語審議会第2委員会に字体小委員会設置。(12日) 10 文化庁,国語審議会の審議の参考資料として「字体・字形差一覧」を作成。 11 国語審議会第1委員会に敬語小委員会設置。(27日) 11 文化庁,国語審議会の審議の参考資料として「漢字出現頻度数調査」を作成。	1 国際交流基金関西国際 センター設立。 12 戸籍法施行規則改正。 人名用漢字別表に「琉」 を追加。(3日)
平成10 (1998)	6 国語審議会,「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に報告。(24日)	4 国際交流基金、「海外 教育機関調査」を実施。 (海外の教育機関におけ る日本語学習者が210万 人に達した。) 12 「小学校学習指導要 領」改訂。「学年別漢字 配当表」の1006字につき、書くことは配当の次 学年まで掛けて習得させることとする。(14日)
平成11 (1999)	2 国語審議会に第1委員会,第2委員会, 第3委員会設置。(19日) 3 文化庁の「今後の日本語教育施策の推進 に関する調査研究協力者会議」が「今後の	

九五九

	国語施策 関係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
平成11 (1999)	日本語教育施策の推進について一日本語教育の新たな展開を目指して一」を文化庁長官に報告。 7 国語審議会第1委員会に敬語小委員会設置。(12日) 9 文化庁,国語審議会の審議の参考資料として「明朝体活字字形一覧(上・下)」を作成。 10 国語審議会第2委員会に字体小委員会設置。(20日) ▽11年度から,「新「ことば」シリーズ」は、国立国語研究所が編集・発行を行うこととなった。	
平成12 (2000)	3 文化庁の「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が「日本語教育のための教員養成について」を報告。 3 文化庁、国語審議会の審議の参考資料として「漢字出現頻度数調査(2)」を作成。 3 国立国語研究所、国語審議会の審議の参考資料として「「国語に関する世論調査」問題別分析報告書」を作成。 5 国立国語研究所、国語審議会の審議の参考資料として「白書・広報紙等における外来語の実態」を作成。 9 国語審議会の3委員会試案についてパブリックコメント(一般からの意見募集)を実施。(~11月) 12 国語審議会,「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」「国際社会に対応する日本語の在り方」を可決し、文部大臣に答申。(8日)	1 JIS拡張漢字規格(第 3・第4水準)制定。 12 文化庁,「外来語・外 国語の取扱い及び姓名の ローマ字表記について (依頼)」を関係各機関 に送付。(26日)
平成13 (2001)	1 中央省庁等の改革に伴い、文部省は文部 科学省となり、国語審議会は廃止され、文 化審議会が発足。(6日) 3 文化庁長官の提唱で「美しい日本語につ いて語る会」発足。(~平成14年3月) 4 国立国語研究所、独立行政法人となる。 (1日) 4 文部科学大臣、文化審議会に「文化を大 切にする社会の構築について」を諮問。 (16日) 4 国語審議会答申説明会を仙台・福岡・大 阪で開催。(4~6月)	11 日本新聞協会新聞用語 懇談会,新聞で使用する 漢字について,表外漢字 「闇,鍋,牙,瓦」など 39字の使用を決定,ま た,表外の訓「証(あか す)」「粋(いき)」など10 字訓の使用を決定。

平成13

(2001)

平成14

(2002)

九六一		3 文化審議会国語分科会,「これからの時代に求められる国語力について」の検討を開始。(27日) 4 文化審議会,「文化を大切にする社会の構築について〜一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」を答申。文化の基盤として国語を重視。(24日) 5 文化庁, 国語施策情報システムの運用を開始。(14日) 美しい日本語について語る会編『美しい日本語のすすめ』刊行。(27日) 8 国立国語研究所に,分かりにくい外来語の言い換えを検討する「外来語」委員会設置。(7日) 10 「「言葉」について考える一親と子のためのワークショップー」を福岡県小郡市・日野販豊町・和歌山市で実施山市・三原市・伊勢市・静岡市・東京部・都目黒区・滋賀県永源寺町・上越市で実施。 12 国立国語研究所「外来語」委員会,「分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いについての提案(中間発表)ー外来語言い換え提案―」を発表。(25日)	
	平成15 (2003)	1 文化審議会国語分科会,「これからの時 代に求められる国語力について(審議経過	

国語施策関係

9 文化庁が、「「言葉」について考える一親

と子のためのワークショップ一」・「公開シ

ンポジウム「心と心を結ぶ言葉||を東京

で実施。平成13年度中に、ワークショップ

を徳島市・岡山県矢掛町・札幌市・桶川

▽13年度から、文化庁のビデオテープシリー ズを受け継ぎ、国立国語研究所が「ことば

1 国語審議会答申説明会を札幌で開催。

に提出。国語の重要性に言及。(24日)

1 文化審議会、中間まとめを文部科学大臣

2 文部科学大臣,文化審議会に「これから

の時代に求められる国語力について」を諮

市・上越市で実施。

問。(20日)

ビデオ」シリーズを作成。

学校教育,公用文,各省庁

5 文化庁、「外来語・外

国語の取扱いについて

(依頼) | を各省庁等文

書事務担当課長に送付。

(17日)

の対応等

カ
ハ

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
平成15 (2003)	の概要)」を文化審議会総会に報告。(29日) 3 文化審議会国語分科会に読書活動等小委員会、国語教育等小委員会を設置。(10日) 4 国立国語研究所「外来語」委員会が、「第1回「外来語」言い換え提案一分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案―(最終発表)」を発表。(25日) 8 国立国語研究所「外来語」委員会、「第2回「外来語」委員会、「第2回「外来語」言い換え提案―分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案(中間発表)―」を発表。(5日) 8 「言葉について考える体験事業」を愛知県御津町、福岡県小郡市で実施。(前発表)ー」を改略市・表記をの「「言葉」について考える一親の。)平成15年度中に、北海道追の町・長崎市・公田県市・大田県市・大田県市・中、大田県本市・中、東京都田県の下・東京都田県の下・大田県市・市・中、大田県市・中、東京都田県の下・東京都田県ので実施。 9 文化審議会国語分科会の読書活動等小委員会、「第2回「外来語」のまとめを報告。(9日) 11 国立国語研究所「外来語」委員会、「第2回「外来語」が表表をの意見のまとめを報告。(9日) 11 国立国語研究所「外来語」委員会、「第2回「外来語」」を発表。(13日) 12 国語分科会報告案「これからの時代に求められる国語力」について一般からの意見。	いて」申合せ事項決定。 (6日) 6 副大臣会議で、国民向 けに作成される各種文書 での外来語の使用に関し て申合せ。(12日)
平成16 (2004)	1 文化審議会国語分科会,「これからの時代に求められる国語力について」報告案を可決。(14日) 2 文化審議会総会で国語分科会報告の「これからの時代に求められる国語力について」を可決し、文部大臣に答申。(3日) 6 文化審議会(国語分科会)答申説明会を	 JIS漢字コード表改定。168字についてJISの例示字体を「表外漢字字体表」の印刷標準字体に変更。(20日) 人名用漢字別表に「曽」を追加。(23日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
平成16 (2004)	仙台(3日)・大阪(4日)・福岡(30日)で開催。 6 国立国語研究所「外来語」委員会,「第3回「外来語」言い換え提案一分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案(中間発表)一」を発表。(29日) 10 「「言葉」について考える体験事業」を滋賀県長浜市、山形県酒田市、京都府長岡京市、石川県小松市、福島県会津本郷町、宮城県仙台市、神奈川県小田原市、で実施。平成16年度中に、北海道滝上町、広島県福山市、愛知県御津町、臼杵市、香川県高瀬町、大阪市、各務原市、岡山市、山口県和木町で実施。 10 国立国語研究所「外来語」委員会が、「第3回「外来語」言い換え提案―「分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いについての提案(最終発表)―を発表。(8日)	6 人名用漢字別表に 「獅」を追加。(7日) 7 人名用漢字別表に 「毘」「瀧」「罵」を追加。 (12日) 9 人名用漢字別表に488 字を追加,また,それま で許容字体とされていた 205字も新たに人名用漢字に加えられ,計983字 となる。(27日)
平成17 (2005)	1 国立国語研究所,立川市緑町に移転。 (1日) 2 文化審議会国語分科会,「国語分科会で 今後取り組むべき課題について」を文化審 議会に報告。(2日) 3 文部科学大臣,文化審議会に「敬語に関 する具体的な指針作り」及び「情報化時代 に対応する漢字政策の在り方」を諮問。 (30日)	